

ID: 1621

担当部署: 健康福祉部 生活福祉課

<b>処分の概要</b>	高額障害児通所給付費の支給					
<b>法 令 名 根 拠 条 項</b>	児童福祉法 第21条の5の12第1項					
<b>法 令 番 号</b>	昭和22年法律第164号					
<b>【基準】</b>						
<p>法第21条の5の12の規定による。</p> <p>第21条の5の12 市町村は、通所給付決定保護者が受けた障害児通所支援に要した費用の合計額内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に要した費用の額を超えるときは、当該現に要した額)の合計額を限度とする。)から当該費用につき支給された障害児通所給付費及び特例障害児通所給付費の合計額を控除して得た額が、著しく高額であるときは、当該通所給付決定保護者に対し、高額障害児通所給付費を支給する。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、高額障害児通所給付費の支給要件、支給額その他高額障害児通所給付費の支給に関し必要な事項は、指定通所支援に要する費用の負担の家計に与える影響を考慮して、政令で定める。</p>						
<b>標準処理期間</b>	30日					
<b>備考</b>						
<b>設 定 年 月 日</b>	令和4年4月1日	<b>最 終 変 更 年 月 日</b>	令和6年4月1日			

ID: 1622

担当部署: 健康福祉部 生活福祉課

<b>処分の概要</b>	放課後等デイサービス障害児通所給付費等の支給		
<b>法 令 名 根 拠 条 項</b>	児童福祉法 第21条の5の13第1項		
<b>法 令 番 号</b>	昭和22年法律第164号		
<b>【基準】</b>			
<p>法第21条の5の13の規定による。</p> <p>第21条の5の13 市町村は、第21条の5の3第1項、第21条の5の4第1項又は前条第1項の規定にかかわらず、放課後等デイサービスを受けている障害児(以下この項において「通所者」という。)について、引き続き放課後等デイサービスを受けなければその福祉を損なうおそれがあると認めるときは、当該通所者が満18歳に達した後においても、当該通所者からの申請により、当該通所者が満20歳に達するまで、内閣府令で定めるところにより、引き続き放課後等デイサービスに係る障害児通所給付費、特例障害児通所給付費又は高額障害児通所給付費(次項において「放課後等デイサービス障害児通所給付費等」という。)を支給することができる。ただし、当該通所者が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第7項に規定する生活介護その他の支援を受けることができる場合は、この限りでない。</p> <p>2 前項の規定により放課後等デイサービス障害児通所給付費等を支給することができる人とされた者については、その者を障害児又は障害児の保護者とみなして、第21条の5の3から前条までの規定を適用する。この場合において、必要な技術的読替えその他これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。</p> <p>3 市町村は、第1項の場合において必要があると認めるときは、児童相談所等の意見を聴くことができる。</p>			
<b>標準処理期間</b>	30日		
<b>備考</b>			
<b>設 定 年 月 日</b>	令和4年4月1日	<b>最 終 変 更 年 月 日</b>	令和6年4月1日

ID: 1623

担当部署: 健康福祉部 生活福祉課

<b>処分の概要</b>	肢体不自由児通所医療費の支給					
<b>法 令 名 根 拠 条 項</b>	児童福祉法 第21条の5の29第1項					
<b>法 令 番 号</b>	昭和22年法律第164号					
<b>【基準】</b>						
<p>法第21条の5の29の規定による。</p> <p>第21条の5の29 市町村は、通所給付決定に係る障害児が、通所給付決定の有効期間内において、指定障害児通所支援事業者等(病院その他内閣府令で定める施設に限る。以下この款において同じ。)から医療型児童発達支援のうち治療に係るもの(以下この条において「肢体不自由児通所医療」という。)を受けたときは、当該障害児に係る通所給付決定保護者に対し、当該肢体不自由児通所医療に要した費用について、肢体不自由児通所医療費を支給する。</p> <p>2 肢体不自由児通所医療費の額は、1月につき、肢体不自由児通所医療(食事療養を除く。)につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額から、当該通所給付決定保護者の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額(当該政令で定める額が当該算定した額の100分の10に相当する額を超えるときは、当該相当する額)を控除して得た額とする。</p> <p>3 通所給付決定に係る障害児が指定障害児通所支援事業者等から肢体不自由児通所医療を受けたときは、市町村は、当該障害児に係る通所給付決定保護者が当該指定障害児通所支援事業者等に支払うべき当該肢体不自由児通所医療に要した費用について、肢体不自由児通所医療費として当該通所給付決定保護者に支給すべき額の限度において、当該通所給付決定保護者に代わり、当該指定障害児通所支援事業者等に支払うことができる。</p> <p>4 前項の規定による支払があつたときは、当該通所給付決定保護者に対し肢体不自由児通所医療費の支給があつたものとみなす。</p>						
<b>標準処理期間</b>	30日					
<b>備考</b>						
<b>設 定 年 月 日</b>	令和4年4月1日	<b>最 終 変 更 年 月 日</b>	令和6年4月1日			

ID: 1624

担当部署: 健康福祉部 生活福祉課

<b>処分の概要</b>	障害児相談支援給付費の支給
<b>法 令 名 根 拠 条 項</b>	児童福祉法 第24条の26第1項
<b>法 令 番 号</b>	昭和22年法律第164号

**【基準】**

法第24条の26の規定による。

第24条の26 市町村は、次の各号に掲げる者(以下この条及び次条第1項において「障害児相談支援対象保護者」という。)に対し、当該各号に定める場合の区分に応じ、当該各号に規定する障害児相談支援に要した費用について、障害児相談支援給付費を支給する。

- (1) 第21条の5の7第4項(第21条の5の8第3項において準用する場合を含む。)の規定により、障害児支援利用計画案の提出を求められた第21条の5の6第1項又は第21条の5の8第1項の申請に係る障害児の保護者 市町村長が指定する障害児相談支援事業を行う者(以下「指定障害児相談支援事業者」という。)から当該指定に係る障害児支援利用援助(次項において「指定障害児支援利用援助」という。)を受けた場合であつて、当該申請に係る給付決定等を受けたとき。
- (2) 通所給付決定保護者 指定障害児相談支援事業者から当該指定に係る継続障害児支援利用援助(次項において「指定継続障害児支援利用援助」という。)を受けたとき。
- 2 障害児相談支援給付費の額は、指定障害児支援利用援助又は指定継続障害児支援利用援助(以下「指定障害児相談支援」という。)に通常要する費用につき、内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定障害児相談支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定障害児相談支援に要した費用の額)とする。
- 3 障害児相談支援対象保護者が指定障害児相談支援事業者から指定障害児相談支援を受けたときは、市町村は、当該障害児相談支援対象保護者が当該指定障害児相談支援事業者に支払うべき当該指定障害児相談支援に要した費用について、障害児相談支援給付費として当該障害児相談支援対象保護者に対し支給すべき額の限度において、当該障害児相談支援対象保護者に代わり、当該指定障害児相談支援事業者に支払うことができる。
- 4 前項の規定による支払があつたときは、障害児相談支援対象保護者に対し障害児相談支援給付費の支給があつたものとみなす。
- 5 市町村は、指定障害児相談支援事業者から障害児相談支援給付費の請求があつたときは、第2項の内閣総理大臣が定める基準及び第24条の31第2項の内閣府令で定める指定障害児相談支援の事業の運営に関する基準(指定障害児相談支援の取扱いに関する部分に限る。)に照らして審査の上、支払うものとする。
- 6 市町村は、前項の規定による審査及び支払に関する事務を連合会に委託することができる。
- 7 前各項に定めるもののほか、障害児相談支援給付費の支給及び指定障害児相談支援事業者の障害児相談支援給付費の請求に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

<b>標準処理期間</b>	30日
<b>備考</b>	

十和田市 法適用申請に対する処分個票

設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	令和6年4月1日
-------	----------	---------	----------

ID: 1625

担当部署: 健康福祉部 生活福祉課

<b>処分の概要</b>	特例障害児相談支援給付費の支給					
<b>法 令 名 根 拠 条 項</b>	児童福祉法 第24条の27第1項					
<b>法 令 番 号</b>	昭和22年法律第164号					
<b>【基準】</b>						
法第24条の27の規定による。  第24条の27 市町村は、障害児相談支援対象保護者が、指定障害児相談支援以外の障害児相談支援(第24条の31第1項の内閣府令で定める基準及び同条第2項の内閣府令で定める指定障害児相談支援の事業の運営に関する基準に定める事項のうち内閣府令で定めるものを満たすと認められる事業を行う事業所により行われるものに限る。以下この条において「基準該当障害児相談支援」という。)を受けた場合において、必要があると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、基準該当障害児相談支援に要した費用について、特例障害児相談支援給付費を支給することができる。						
2 特例障害児相談支援給付費の額は、当該基準該当障害児相談支援について前条第2項の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該基準該当障害児相談支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に基準該当障害児相談支援に要した費用の額)を基準として、市町村が定める。						
3 前2項に定めるもののほか、特例障害児相談支援給付費の支給に関し必要な事項は、内閣府令で定める。						
<b>標準処理期間</b>	30日					
<b>備考</b>						
<b>設 定 年 月 日</b>	令和4年4月1日	<b>最 終 変 更 年 月 日</b>	令和6年4月1日			

ID: 1626

担当部署: 健康福祉部 生活福祉課

<b>処分の概要</b>	指定障害児相談支援事業者の指定					
<b>法 令 名 根 拠 条 項</b>	児童福祉法 第24条の28第1項					
<b>法 令 番 号</b>	昭和22年法律第164号					
<b>【基準】</b>						
<p>法第24条の28の規定による。</p> <p>第24条の28 第24条の26第1項第1号の指定障害児相談支援事業者の指定は、内閣府令で定めるところにより、総合的に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第18項に規定する相談支援を行う者として内閣府令で定める基準に該当する者の申請により、障害児相談支援事業を行う事業所(以下「障害児相談支援事業所」という。)ごとに行う。</p> <p>2 第21条の5の15第3項(第4号、第11号及び第14号を除く。)の規定は、第24条の26第1項第1号の指定障害児相談支援事業者の指定について準用する。この場合において、第21条の5の15第3項第1号中「都道府県の条例で定める者」とあるのは、「法人」と読み替えるほか、必要な技術的読み替えは、政令で定める。</p>						
<b>標準処理期間</b>	30日					
<b>備考</b>						
<b>設 定 年 月 日</b>	令和4年4月1日	<b>最 終 変 更 年 月 日</b>	令和6年4月1日			

ID: 1627

担当部署: 健康福祉部 生活福祉課

<b>処分の概要</b>	指定障害児相談支援事業者の指定の更新					
<b>法 令 名 根 拠 条 項</b>	児童福祉法 第24条の29第1項					
<b>法 令 番 号</b>	昭和22年法律第164号					
<b>【基準】</b>						
<p>法第24条の29の規定による。</p> <p>第24条の29 第24条の26第1項第1号の指定は、6年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。</p> <p>2 前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間(以下この条において「指定の有効期間」という。)の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。</p> <p>3 前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。</p> <p>4 前条の規定は、第1項の指定の更新について準用する。この場合において、必要な技術的読み替えは、政令で定める。</p>						
<b>標準処理期間</b>	15日					
<b>備考</b>						
<b>設 定 年 月 日</b>	令和4年4月1日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日			

ID: 1632

担当部署: 健康福祉部 生活福祉課

処分の概要	通所受給者証の再交付		
法令名 根拠条項	児童福祉法施行規則 第18条の6第9項		
法令番号	昭和23年厚生省令第11号		
<b>【基準】</b> 省令第18条の6第9項の規定による。 第18条の6 9 市町村は、通所受給者証を破り、汚し、又は失つた通所給付決定保護者から、通所給付決定の有効期間内において、通所受給者証の再交付の申請があつたときは、通所受給者証を交付しなければならない。			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1672

担当部署: 健康福祉部 生活福祉課

<b>処分の概要</b>	就労自立給付金の支給		
<b>法 令 名 根 拠 条 項</b>	生活保護法 第55条の4第1項		
<b>法 令 番 号</b>	昭和25年法律第144号		
<b>【基準】</b>			
<p>法第55条の4の規定による。            (就労自立給付金の支給)</p> <p>第55条の4 都道府県知事、市長及び福祉事務所を管理する町村長は、被保護者の自立の助長を図るため、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する(居住地がないか、又は明らかでないときは、当該所管区域内にある)被保護者であつて、厚生労働省令で定める安定した職業に就いたことその他厚生労働省令で定める事由により保護を必要としなくなつたと認めたものに対して、厚生労働省令で定めるところにより、就労自立給付金を支給する。</p> <p>2 前項の規定により就労自立給付金を支給する者は、就労自立給付金の支給に関する事務の全部又は一部を、その管理に属する行政庁に限り、委任することができる。</p> <p>3 第1項の規定により就労自立給付金を支給する者は、就労自立給付金の支給に関する事務の一部を、政令で定めるところにより、他の就労自立給付金を支給する者に委託して行うことを妨げない。</p> <p>生活保護法による就労自立給付金の支給について(平成26年4月25日社援発0425第3号通知)による。</p>			
<b>標準処理期間</b>	14日以内(通知による。)		
<b>備考</b>			
<b>設 定 年 月 日</b>	令和4年4月1日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 1716

担当部署: 健康福祉部 生活福祉課

処分の概要	生活困窮者住居確保給付金の支給		
法令名 根拠条項	生活困窮者自立支援法 第6条第1項		
法令番号	平成25年法律第105号		
<b>【基準】</b> 法第6条の規定による。 (生活困窮者住居確保給付金の支給) 第6条 都道府県等は、その設置する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する生活困窮者のうち第3条第3項各号に掲げるもの(当該生活困窮者及び当該生活困窮者と同一の世帯に属する者の資産及び収入の状況その他の事情を勘案して厚生労働省令で定めるものに限る。)に対し、生活困窮者住居確保給付金を支給するものとする。 2 前項に規定するもののほか、生活困窮者住居確保給付金の額及び支給期間その他生活困窮者住居確保給付金の支給に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	令和7年4月1日

ID: 1783

担当部署: 健康福祉部 生活福祉課

処分の概要	評議員会の招集の許可		
法令名 根拠条項	社会福祉法 第45条の9第5項		
法令番号	昭和26年法律第45号		
<b>【基準】</b> 法第45条の9第5項の規定による。 (評議員会の運営) 第45条の9 5 次に掲げる場合には、前項の規定による請求をした評議員は、所轄庁の許可を得て、評議員会を招集することができる。 (1) 前項の規定による請求の後遅滞なく招集の手続が行われない場合 (2) 前項の規定による請求があつた日から6週間(これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間)以内の日を評議員会の日とする評議員会の招集の通知が発せられない場合			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1784

担当部署: 健康福祉部 生活福祉課

処分の概要	定款の変更の認可		
法令名 根拠条項	社会福祉法 第45条の36第2項		
法令番号	昭和26年法律第45号		
<b>【基準】</b> 法第45条の36の規定による。 第45条の36 定款の変更は、評議員会の決議によらなければならない。 2 定款の変更(厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)は、所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。 3 第32条の規定は、前項の認可について準用する。 4 社会福祉法人は、第2項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を所轄庁に届け出なければならない。			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1785

担当部署: 健康福祉部 生活福祉課

処分の概要	吸収合併の認可					
法令名 根拠条項	社会福祉法 第50条第3項					
法令番号	昭和26年法律第45号					
<b>【基準】</b>						
法第50条の規定による。 (吸収合併の効力の発生等)						
第50条 社会福祉法人の吸収合併は、吸収合併存続社会福祉法人の主たる事務所の所在地において合併の登記をすることによって、その効力を生ずる。						
2 吸収合併存続社会福祉法人は、吸収合併の登記の日に、吸収合併消滅社会福祉法人の一切の権利義務(当該吸収合併消滅社会福祉法人がその行う事業に関し行政庁の認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。)を承継する。						
3 吸収合併は、所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。						
4 第32条の規定は、前項の認可について準用する。						
標準処理期間	30日					
備考						
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 1786

担当部署: 健康福祉部 生活福祉課

処分の概要	新設合併の認可		
法令名 根拠条項	社会福祉法 第54条の6第2項		
法令番号	昭和26年法律第45号		
<b>【基準】</b> 法第54条の6の規定による。 (新設合併の効力の発生等) 第54条の6 新設合併設立社会福祉法人は、その成立の日に、新設合併消滅社会福祉法人の一切の権利義務(当該新設合併消滅社会福祉法人がその行う事業に關し行政庁の認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。)を承継する。 2 新設合併は、所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。 3 第32条の規定は、前項の認可について準用する。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1787

担当部署: 健康福祉部 生活福祉課

<b>処分の概要</b>	社会福祉充実計画の承認
<b>法 令 名 根 拠 条 項</b>	社会福祉法 第55条の2第1項
<b>法 令 番 号</b>	昭和26年法律第45号
<b>【基準】</b>	
<p>法第55条の2の規定による。          (社会福祉充実計画の承認)</p> <p>第55条の2 社会福祉法人は、毎会計年度において、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額を超えるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該会計年度の前会計年度の末日(同号において「基準日」という。)において現に行っている社会福祉事業若しくは公益事業(以下この項及び第3項第1号において「既存事業」という。)の充実又は既存事業以外の社会福祉事業若しくは公益事業(同項第1号において「新規事業」という。)の実施に関する計画(以下「社会福祉充実計画」という。)を作成し、これを所轄庁に提出して、その承認を受けなければならない。ただし、当該会計年度前の会計年度において作成した第11項に規定する承認社会福祉充実計画の実施期間中は、この限りでない。</p> <p>(1) 当該会計年度の前会計年度に係る貸借対照表の資産の部に計上した額から負債の部に計上した額を控除して得た額</p> <p>(2) 基準日において現に行っている事業を継続するために必要な財産の額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額</p> <p>2 前項の承認の申請は、第59条の規定による届出と同時に行わなければならない。</p> <p>3 社会福祉充実計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1) 既存事業(充実する部分に限る。)又は新規事業(以下この条において「社会福祉充実事業」という。)の規模及び内容</p> <p>(2) 社会福祉充実事業を行う区域(以下この条において「事業区域」という。)</p> <p>(3) 社会福祉充実事業の実施に要する費用の額(第5項において「事業費」という。)</p> <p>(4) 第1項第1号に掲げる額から同項第2号に掲げる額を控除して得た額(第5項及び第9項第1号において「社会福祉充実残額」という。)</p> <p>(5) 社会福祉充実計画の実施期間</p> <p>(6) その他厚生労働省令で定める事項</p> <p>4 社会福祉法人は、前項第1号に掲げる事項の記載に当たつては、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事業の順にその実施について検討し、行う事業を記載しなければならない。</p> <p>(1) 社会福祉事業又は公益事業(第2条第4項第4号に掲げる事業に限る。)</p> <p>(2) 公益事業(第2条第4項第4号に掲げる事業を除き、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする事業区域の住民に対し、無料又は低額な料金で、その需要に応じた福祉サービスを提供するものに限る。第6項及び第9項第3号において「地域公益事業」という。)</p> <p>(3) 公益事業(前2号に掲げる事業を除く。)</p> <p>5 社会福祉法人は、社会福祉充実計画の作成に当たつては、事業費及び社会福祉充実残額について、公認会計士、税理士その他財務に関する専門的な知識経験を有する者として厚生労働省令で定める者の意見を聴かなければならない。</p> <p>6 社会福祉法人は、地域公益事業を行う社会福祉充実計画の作成に当たつては、当該地域公</p>	

益事業の内容及び事業区域における需要について、当該事業区域の住民その他の関係者の意見を聴かなければならない。

- 7 社会福祉充実計画は、評議員会の承認を受けなければならない。
- 8 所轄庁は、社会福祉法人に対し、社会福祉充実計画の作成及び円滑かつ確実な実施に關し必要な助言その他の支援を行うものとする。
- 9 所轄庁は、第1項の承認の申請があつた場合において、当該申請に係る社会福祉充実計画が、次の各号に掲げる要件のいずれにも適合するものであると認めるときは、その承認をするものとする。
  - (1) 社会福祉充実事業として記載されている社会福祉事業又は公益事業の規模及び内容が、社会福祉充実残額に照らして適切なものであること。
  - (2) 社会福祉充実事業として社会福祉事業が記載されている場合にあつては、その規模及び内容が、当該社会福祉事業に係る事業区域における需要及び供給の見通しに照らして適切なものであること。
  - (3) 社会福祉充実事業として地域公益事業が記載されている場合にあつては、その規模及び内容が、当該地域公益事業に係る事業区域における需要に照らして適切なものであること。
  - (4) その他厚生労働省令で定める要件に適合すること。
- 10 所轄庁は、社会福祉充実計画が前項第2号及び第3号に適合しているかどうかを調査するため必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長に対して、資料の提供その他必要な協力を求めることができる。
- 11 第1項の承認を受けた社会福祉法人は、同項の承認があつた社会福祉充実計画(次条第1項の変更の承認があつたときは、その変更後のもの。同項及び第55条の4において「承認社会福祉充実計画」という。)に従つて事業を行わなければならない。

<b>標準処理期間</b>	30日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和4年4月1日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 1788

担当部署: 健康福祉部 生活福祉課

処分の概要	社会福祉充実計画の変更の承認		
法令名 根拠条項	社会福祉法 第55条の3第1項		
法令番号	昭和26年法律第45号		
<b>【基準】</b> 法第55条の3の規定による。 (社会福祉充実計画の変更) 第55条の3 前条第1項の承認を受けた社会福祉法人は、承認社会福祉充実計画の変更をしようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、所轄庁の承認を受けなければならない。ただし、厚生労働省令で定める軽微な変更については、この限りでない。 2 前条第1項の承認を受けた社会福祉法人は、前項ただし書の厚生労働省令で定める軽微な変更をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を所轄庁に届け出なければならない。 3 前条第3項から第10項までの規定は、第1項の変更の申請について準用する。			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1789

担当部署: 健康福祉部 生活福祉課

処分の概要	社会福祉充実計画の終了の承認		
法令名 根拠条項	社会福祉法 第55条の4		
法令番号	昭和26年法律第45号		
<b>【基準】</b> 法第55条の4の規定による。 (社会福祉充実計画の終了) 第55条の4 第55条の2第1項の承認を受けた社会福祉法人は、やむを得ない事由により承認社会福祉充実計画に従つて事業を行うことが困難であるときは、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、所轄庁の承認を受けて、当該承認社会福祉充実計画を終了することができる。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1823

担当部署: 健康福祉部 生活福祉課

<b>処分の概要</b>	進学・就職準備給付金の支給		
<b>法 令 名 根 拠 条 項</b>	生活保護法 第55条の5第1項		
<b>法 令 番 号</b>	昭和25年法律第144号		
<b>【基準】</b>			
<p>法第55条の5の規定による。          (進学・就職準備給付金の支給)</p> <p>第55条の5 都道府県知事、市長及び福祉事務所を管理する町村長は、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する(居住地がないか、又は明らかでないときは当該所管区域内にある)被保護者(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者その他厚生労働省令で定める者に限る。)であつて、次の各号のいずれかに該当するものに対して、厚生労働省令で定めるところにより、進学・就職準備給付金を支給する。</p> <p>(1) 教育訓練施設のうち教育訓練の内容その他の事情を勘案して厚生労働省令で定めるもの(次条において「特定教育訓練施設」という。)に確実に入学すると見込まれる者</p> <p>(2) 厚生労働省令で定める安定した職業に確実に就くと見込まれる者その他これに準ずる者として厚生労働省令で定める者</p> <p>2 前条第2項及び第3項の規定は、進学・就職準備給付金の支給について準用する。</p>			
<b>標準処理期間</b>	30日		
<b>備考</b>			
<b>設 定 年 月 日</b>	令和4年4月1日	<b>最 終 変 更 年 月 日</b>	令和7年4月1日

ID: 1909

担当部署: 健康福祉部 生活福祉課

<b>処分の概要</b>	社会福祉連携推進法人の認定
<b>法 令 名 根 拠 条 項</b>	社会福祉法 第125条
<b>法 令 番 号</b>	昭和26年法律第45号

**【基準】**

法第125条、第127条及び第128条の規定による。

(社会福祉連携推進法人の認定)

第125条 次に掲げる業務(以下この章において「社会福祉連携推進業務」という。)を行おうとする一般社団法人は、第127条各号に掲げる基準に適合する一般社団法人であることについての所轄庁の認定を受けることができる。

- (1) 地域福祉の推進に係る取組を社員が共同して行うための支援
  - (2) 災害が発生した場合における社員(社会福祉事業を経営する者に限る。次号、第5号及び第6号において同じ。)が提供する福祉サービスの利用者の安全を社員が共同して確保するための支援
  - (3) 社員が経営する社会福祉事業の経営方法に関する知識の共有を図るための支援
  - (4) 資金の貸付けその他の社員(社会福祉法人に限る。)が社会福祉事業に係る業務を行うのに必要な資金を調達するための支援として厚生労働省令で定めるもの
  - (5) 社員が経営する社会福祉事業の従事者の確保のための支援及びその資質の向上を図るための研修
  - (6) 社員が経営する社会福祉事業に必要な設備又は物資の供給
- (認定の基準)

第127条 所轄庁は、社会福祉連携推進認定の申請をした一般社団法人が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該法人について社会福祉連携推進認定をすることができる。

- (1) その設立の目的について、社員の社会福祉に係る業務の連携を推進し、並びに地域における良質かつ適切な福祉サービスの提供及び社会福祉法人の経営基盤の強化に資することが主たる目的であること。
- (2) 社員の構成について、社会福祉法人その他社会福祉事業を経営する者又は社会福祉法人の経営基盤を強化するために必要な者として厚生労働省令で定める者を社員とし、社会福祉法人である社員の数が社員の過半数であること。
- (3) 社会福祉連携推進業務を適切かつ確実に行うに足りる知識及び能力並びに財産的基礎を有すること。
- (4) 社員の資格の得喪について、第1号の目的に照らし、不当に差別的な取扱いをする条件その他の不当な条件を付していないものであること。
- (5) 定款において、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第11条第1項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載し、又は記録していること。
  - イ 社員が社員総会において行使できる議決権の数、議決権を行使することができる事項、議決権の行使の条件その他厚生労働省令で定める社員の議決権に関する事項
  - ロ 役員について、次に掲げる事項
    - (1) 理事6人以上及び監事2人以上を置く旨
    - (2) 理事のうちに、各理事について、その配偶者又は3親等以内の親族その他各理事と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が3人を超えて含まれず、並びに当該理事並びにそ

の配偶者及び3親等以内の親族その他各理事と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が理事の総数の3分の1を超えて含まれないこととする旨

(3) 監事のうちに、各役員について、その配偶者又は3親等以内の親族その他各役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が含まれないこととする旨

(4) 理事又は監事について、社会福祉連携推進業務について識見を有する者その他厚生労働省令で定める者を含むこととする旨

ハ 代表理事を1人置く旨

ニ 理事会を置く旨及びその理事会に関する事項

ホ その事業の規模が政令で定める基準を超える一般社団法人においては、次に掲げる事項

(1) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当該一般社団法人の業務の適正を確保するために必要なものとして厚生労働省令で定める体制の整備に関する事項は理事会において決議すべき事項である旨

(2) 会計監査人を置く旨及び会計監査人が監査する事項その他厚生労働省令で定める事項

ヘ 次に掲げる要件を満たす評議会(第136条において「社会福祉連携推進評議会」という。)を置く旨並びにその構成員の選任及び解任の方法

(1) 福祉サービスを受ける立場にある者、社会福祉に関する団体、学識経験を有する者その他の関係者をもつて構成していること。

(2) 当該一般社団法人がトの承認をするに当たり、必要があると認めるときは、社員総会及び理事会において意見を述べることができるものであること。

(3) 社会福祉連携推進方針に照らし、当該一般社団法人の業務の実施の状況について評価を行い、必要があると認めるときは、社員総会及び理事会において意見を述べができるものであること。

ト 第125条第4号の支援を受ける社会福祉法人である社員が当該社会福祉法人の予算の決定又は変更その他厚生労働省令で定める事項を決定するに当たっては、あらかじめ、当該一般社団法人の承認を受けなければならないこととする旨

チ 資産に関する事項

リ 会計に関する事項

ヌ 解散に関する事項

ル 第145条第1項又は第2項の規定による社会福祉連携推進認定の取消しの処分を受けた場合において、第146条第2項に規定する社会福祉連携推進目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を当該社会福祉連携推進認定の取消しの処分の日から1月以内に国、地方公共団体又は次条第1号イに規定する社会福祉連携推進法人、社会福祉法人その他の厚生労働省令で定める者(ヲにおいて「国等」という。)に贈与する旨

ヲ 清算をする場合において残余財産を国等に帰属させる旨

ワ 定款の変更に関する事項

(6) 前各号に掲げるもののほか、社会福祉連携推進業務を適切に行うために必要なものとして厚生労働省令で定める要件に該当するものであること。

(欠格事由)

第128条 次の各号のいずれかに該当する一般社団法人は、社会福祉連携推進認定を受けることができない。

(1) その理事及び監事のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの

イ 社会福祉連携推進認定を受けた一般社団法人(以下この章、第155条第1項及び第165条において「社会福祉連携推進法人」という。)が第145条第1項又は第2項の規定により社会福祉連携推進認定を取り消された場合において、その取消しの原因となつた事実

十和田市 法適用申請に対する処分個票

があつた日以前1年内に当該社会福祉連携推進法人の業務を行う理事であつた者でその取消しの日から5年を経過しないもの

ロ この法律その他社会福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から5年を経過しない者(ハに該当する者を除く。)

ハ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から5年を経過しない者

ニ 暴力団員等

(2) 第145条第1項又は第2項の規定により社会福祉連携推進認定を取り消され、その取消しの日から5年を経過しないもの

(3) 暴力団員等がその事業活動を支配するもの

<b>標準処理期間</b>	30日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和4年4月1日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 1910

担当部署: 健康福祉部 生活福祉課

<b>処分の概要</b>	定款の変更の認可		
<b>法 令 名 根 拠 条 項</b>	社会福祉法 第139条第1項		
<b>法 令 番 号</b>	昭和26年法律第45号		
<b>【基準】</b>			
<p>法第139条の規定による。</p> <p>(定款の変更等)</p> <p>第139条 定款の変更(厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)は、社会福祉連携推進認定をした所轄庁(以下この章において「認定所轄庁」という。)の認可を受けなければ、その効力を生じない。</p> <p>2 認定所轄庁は、前項の規定による認可の申請があつたときは、その定款の内容が法令の規定に違反していないかどうか等を審査した上で、当該定款の認可を決定しなければならない。</p> <p>3 社会福祉連携推進法人は、第1項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を認定所轄庁に届け出なければならない。</p> <p>4 第34条の2第3項の規定は、社会福祉連携推進法人の定款の閲覧について準用する。この場合において、同項中「評議員」とあるのは、「社員」と読み替えるものとする。</p>			
<b>標準処理期間</b>	15日		
<b>備考</b>			
<b>設 定 年 月 日</b>	令和4年4月1日	<b>最 終 変 更 年 月 日</b>	年 月 日

ID: 1911

担当部署: 健康福祉部 生活福祉課

処分の概要	社会福祉連携推進方針の変更の認定		
法令名 根拠条項	社会福祉法 第140条		
法令番号	昭和26年法律第45号		
<b>【基準】</b> 法第140条の規定による。 (社会福祉連携推進方針の変更) 第140条 社会福祉連携推進法人は、社会福祉連携推進方針を変更しようとするときは、認定所轄庁の認定を受けなければならない。			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1912

担当部署: 健康福祉部 生活福祉課

処分の概要	代表理事の選定及び解職の認可		
法令名 根拠条項	社会福祉法 第142条		
法令番号	昭和26年法律第45号		
<b>【基準】</b> 法第142条の規定による。 (代表理事の選定及び解職) 第142条 代表理事の選定及び解職は、認定所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3062

担当部署: 健康福祉部 生活福祉課

処分の概要	更生医療の給付		
法令名 根拠条項	戦傷病者特別援護法 第20条第1項		
法令番号	昭和38年法律第168号		
<b>【基準】</b> 法第20条第1項の規定による。 (更生医療の給付) 第20条 厚生労働大臣は、公務上の傷病により、政令で定める程度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害、中枢神経機能障害、肢体不自由その他の政令で定める障害の状態にある戦傷病者が更生するために医療が必要であると認めるときは、その者の請求により、その更生のために必要な医療(以下「更生医療」という。)の給付を行うことができる。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和4年4月30日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3063

担当部署: 健康福祉部 生活福祉課

処分の概要	補装具の支給及び修理		
法令名 根拠条項	戦傷病者特別援護法 第21条第1項		
法令番号	昭和38年法律第168号		
<b>【基準】</b> 法第21条第1項の規定による。 (補装具の支給及び修理) 第21条 厚生労働大臣は、公務上の傷病により、政令で定める程度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害、中枢神経機能障害、肢体不自由その他の政令で定める障害の状態にある戦傷病者について、必要があると認めるときは、その者の請求により、盲人安全つえ、補聴器、義肢、装具、車いすその他の厚生労働大臣が定める補装具を支給し、又は修理することができる。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和4年4月30日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 5373

担当部署: 健康福祉部 生活福祉課

処分の概要	社会福祉法人の認可		
法令名 根拠条項	社会福祉法 第32条		
法令番号	昭和26年法律第45号		
<b>【基準】</b> 法第32条の規定による。 (認可) 第32条 所轄庁は、前条第1項の規定による認可の申請があつたときは、当該申請に係る社会福祉法人の資産が第25条の要件に該当しているかどうか、その定款の内容及び設立の手続が、法令の規定に違反していないかどうか等を審査した上で、当該定款の認可を決定しなければならない。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 5375

担当部署: 健康福祉部 生活福祉課

処分の概要	解散の認可及び認定					
法令名 根拠条項	社会福祉法 第46条第2項					
法令番号	昭和26年法律第45号					
<b>【基準】</b>						
法第46条の規定による。 (解散事由) 第46条 社会福祉法人は、次の事由によつて解散する。 (1) 評議員会の決議 (2) 定款に定めた解散事由の発生 (3) 目的たる事業の成功の不能 (4) 合併(合併により当該社会福祉法人が消滅する場合に限る。) (5) 破産手続開始の決定 (6) 所轄庁の解散命令 2 前項第1号又は第3号に掲げる事由による解散は、所轄庁の認可又は認定がなければ、その効力を生じない。 3 清算人は、第1項第2号又は第5号に掲げる事由によつて解散した場合には、遅滞なくその旨を所轄庁に届け出なければならない。						
標準処理期間	30日					
備考						
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 215

担当部署: 健康福祉部 生活福祉課

処分の概要	保護の開始の申請に対する処分		
法令名 根拠条項	生活保護法 第24条第3項		
法令番号	昭和25年法律第144号		
<b>【基準】</b> 法第24条第3項の規定による。 (申請による保護の開始及び変更) 第24条 3 保護の実施機関は、保護の開始の申請があったときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもつて、これを通知しなければならない。			
標準処理期間	申請のあった日から14日以内。ただし、特別な理由があるときは30日まで延長可能(法第24条第5項)		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 216

担当部署: 健康福祉部 生活福祉課

処分の概要	保護の変更の申請に対する処分					
法令名 根拠条項	生活保護法 第24条第9項					
法令番号	昭和25年法律第144号					
<b>【基準】</b> 法第24条第9項により準用する法第24条第3項の規定による。 (申請による保護の開始及び変更) 第24条 3 保護の実施機関は、保護の開始の申請があったときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもつて、これを通知しなければならない。						
<b>標準処理期間</b> 申請のあった日から14日以内。ただし、特別な理由があるときは30日まで延長可能(法第24条第5項)						
備考						
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 365

担当部署: 健康福祉部 生活福祉課

<b>処分の概要</b>	障害児福祉手当の受給資格認定		
<b>法 令 名 根 拠 条 項</b>	特別児童扶養手当等の支給に関する法律 第19条		
<b>法 令 番 号</b>	昭和39年法律第134号		
<b>【基準】</b>			
<p>法第17条の規定による。</p> <p>(支給要件)</p> <p>第17条 都道府県知事、市長(特別区の区長を含む。以下同じ。)及び福祉事務所(社会福祉法(昭和26年法律第45号)に定める福祉に関する事務所をいう。以下同じ。)を管理する町村長は、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に住所を有する重度障害児に対し、障害児福祉手当(以下この章において「手当」という。)を支給する。ただし、その者が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>(1) 障害を支給事由とする給付で政令で定めるものを受けができるとき。ただし、その全額につきその支給が停止されているときを除く。</p> <p>(2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定する障害児入所施設その他これに類する施設で厚生労働省令で定めるものに収容されているとき。</p>			
<p>障害児童福祉手当及び特別障害者手当の障害程度認定基準について(昭和60年12月28日社更第162号)参照</p>			
<b>標準処理期間</b>	30日		
<b>備考</b>			
<b>設 定 年 月 日</b>	令和4年4月1日	<b>最 終 変 更 年 月 日</b>	年 月 日

ID: 366

担当部署: 健康福祉部 生活福祉課

<b>処分の概要</b>	障害児福祉手当の受給資格の再認定					
<b>法 令 名 根 拠 条 項</b>	特別児童扶養手当等の支給に関する法律 第26条					
<b>法 令 番 号</b>	昭和39年法律第134号					
<b>【基準】</b>						
<p>法第26条において準用する法第5条第2項の規定による。</p> <p>(認定)</p> <p>第5条</p> <p>2 前項の認定を受けた者が、手当の支給要件に該当しなくなつた後再びその要件に該当するに至つた場合において、その該当するに至つた後の期間に係る手当の支給を受けようとするときも、同項と同様とする。</p> <p>障害児童福祉手当及び特別障害者手当の障害程度認定基準について(昭和60年12月28日社更第162号)参照</p>						
<b>標準処理期間</b>	30日					
<b>備考</b>						
<b>設 定 年 月 日</b>	令和4年4月1日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日			

ID: 367

担当部署: 健康福祉部 生活福祉課

<b>処分の概要</b>	特別障害者手当の受給資格の認定
<b>法 令 名 根 拠 条 項</b>	特別児童扶養手当等の支給に関する法律 第26条の5
<b>法 令 番 号</b>	昭和39年法律第134号

**【基準】**

法第26条の2の規定による。

(支給要件)

第26条の2 都道府県知事、市長及び福祉事務所を管理する町村長は、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に住所を有する特別障害者に対し、特別障害者手当(以下この章において「手当」という。)を支給する。ただし、その者が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に規定する障害者支援施設(次号において「障害者支援施設」という。)に入所しているとき(同法に規定する生活介護(次号において「生活介護」という。)を受けている場合に限る。)。
- (2) 障害者支援施設(生活介護を行うものに限る。)に類する施設で厚生労働省令で定めるものに入所しているとき。
- (3) 病院又は診療所(前号に規定する施設を除く。)に継続して3月を超えて入院するに至ったとき。

障害児童福祉手当及び特別障害者手当の障害程度認定基準について(昭和60年12月28日社更第162号)参照

<b>標準処理期間</b>	30日		
<b>備考</b>			
<b>設 定 年 月 日</b>	令和4年4月1日	<b>最 終 変 更 年 月 日</b>	年 月 日

ID: 515

担当部署: 健康福祉部 生活福祉課

<b>処分の概要</b>	介護給付費等の支給
<b>法 令 名 根 拠 条 項</b>	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第19条第1項
<b>法 令 番 号</b>	平成17年法律第123号
<b>【基準】</b>	
<p>法第19条第1項、第20条第1項から第3項まで、第21条及び第22条第1項の規定による。          (介護給付費等の支給決定)</p> <p>第19条 介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費又は特例訓練等給付費(以下「介護給付費等」という。)の支給を受けようとする障害者又は障害児の保護者は、市町村の介護給付費等を支給する旨の決定(以下「支給決定」という。)を受けなければならない。</p> <p>(申請)</p> <p>第20条 支給決定を受けようとする障害者又は障害児の保護者は、主務省令で定めるところにより、市町村に申請をしなければならない。</p> <p>2 市町村は、前項の申請があったときは、次条第1項及び第22条第1項の規定により障害支援区分の認定及び同項に規定する支給要否決定を行うため、主務省令で定めるところにより、当該職員をして、当該申請に係る障害者等又は障害児の保護者に面接をさせ、その心身の状況、その置かれている環境その他主務省令で定める事項について調査をさせるものとする。この場合において、市町村は、当該調査を第51条の14第1項に規定する指定一般相談支援事業者その他の主務省令で定める者(以下この条において「指定一般相談支援事業者等」という。)に委託することができる。</p> <p>3 前項後段の規定により委託を受けた指定一般相談支援事業者等は、障害者等の保健又は福祉に関する専門的知識及び技術を有するものとして主務省令で定める者に当該委託に係る調査を行わせるものとする。</p> <p>(障害支援区分の認定)</p> <p>第21条 市町村は、前条第1項の申請があったときは、政令で定めるところにより、市町村審査会が行う当該申請に係る障害者等の障害支援区分に関する審査及び判定の結果に基づき、障害支援区分の認定を行うものとする。</p> <p>2 市町村審査会は、前項の審査及び判定を行うに当たって必要があると認めるときは、当該審査及び判定に係る障害者等、その家族、医師その他の関係者の意見を聞くことができる。(支給要否決定等)</p> <p>第22条 市町村は、第20条第1項の申請に係る障害者等の障害支援区分、当該障害者等の介護を行う者の状況、当該障害者等の置かれている環境、当該申請に係る障害者等又は障害児の保護者の障害福祉サービスの利用に関する意向その他の主務省令で定める事項を勘案して介護給付費等の支給の要否の決定(以下この条及び第27条において「支給要否決定」という。)を行うものとする。</p>	
<b>標準処理期間</b>	30日
<b>備考</b>	

十和田市 法適用申請に対する処分個票

設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	令和6年4月1日
-------	----------	---------	----------

ID: 516

担当部署: 健康福祉部 生活福祉課

<b>処分の概要</b>	支給決定の変更		
<b>法 令 名 根 拠 条 項</b>	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第24条第1項		
<b>法 令 番 号</b>	平成17年法律第123号		
<b>【基準】</b>			
<p>法第24条の規定による。</p> <p>(支給決定の変更)</p> <p>第24条 支給決定障害者等は、現に受けている支給決定に係る障害福祉サービスの種類、支給量その他の主務省令で定める事項を変更する必要があるときは、主務省令で定めるところにより、市町村に対し、当該支給決定の変更の申請をすることができる。</p> <p>2 市町村は、前項の申請又は職権により、第22条第1項の主務省令で定める事項を勘案し、支給決定障害者等につき、必要があると認めるときは、支給決定の変更の決定を行うことができる。この場合において、市町村は、当該決定に係る支給決定障害者等に対し受給者証の提出を求めるものとする。</p> <p>3 第19条(第1項を除く。)、第20条(第1項を除く。)及び第22条(第1項を除く。)の規定は、前項の支給決定の変更の決定について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。</p> <p>4 市町村は、第2項の支給決定の変更の決定を行うに当たり、必要があると認めるときは、障害支援区分の変更の認定を行うことができる。</p> <p>5 第21条の規定は、前項の障害支援区分の変更の認定について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。</p> <p>6 市町村は、第2項の支給決定の変更の決定を行った場合には、受給者証に当該決定に係る事項を記載し、これを返還するものとする。</p>			
<b>標準処理期間</b>	15日		
<b>備考</b>			
<b>設 定 年 月 日</b>	令和4年4月1日	<b>最 終 変 更 年 月 日</b>	令和6年4月1日

ID: 517

担当部署: 健康福祉部 生活福祉課

<b>処分の概要</b>	自立支援医療費の支給認定					
<b>法 令 名 根 拠 条 項</b>	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第52条第1項					
<b>法 令 番 号</b>	平成17年法律第123号					
<b>【基準】</b>						
<p>法第52条第1項、第53条第1項及び第54条第1項の規定による。</p> <p>(自立支援医療費の支給認定)</p> <p>第52条 自立支援医療費の支給を受けようとする障害者又は障害児の保護者は、市町村等の自立支援医療費を支給する旨の認定(以下「支給認定」という。)を受けなければならない。(申請)</p> <p>第53条 支給認定を受けようとする障害者又は障害児の保護者は、主務省令で定めるところにより、市町村等に申請をしなければならない。(支給認定等)</p> <p>第54条 市町村等は、前条第1項の申請に係る障害者等が、その心身の障害の状態からみて自立支援医療を受ける必要があり、かつ、当該障害者等又はその属する世帯の他の世帯員の所得の状況、治療状況その他の事情を勘案して政令で定める基準に該当する場合には、主務省令で定める自立支援医療の種類ごとに支給認定を行うものとする。ただし、当該障害者等が、自立支援医療のうち主務省令で定める種類の医療を、戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)又は心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成15年法律第110号)の規定により受けることができるときは、この限りでない。</p>						
<b>標準処理期間</b>	30日					
<b>備考</b>						
<b>設 定 年 月 日</b>	令和4年4月1日	<b>最 終 変 更 年 月 日</b>	令和6年4月1日			

ID: 518

担当部署: 健康福祉部 生活福祉課

<b>処分の概要</b>	支給認定の変更					
<b>法 令 名 根 拠 条 項</b>	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第56条第1項					
<b>法 令 番 号</b>	平成17年法律第123号					
<b>【基準】</b>						
<p>法第56条第1項及び第2項の規定による。</p> <p>(支給認定の変更)</p> <p>第56条 支給認定障害者等は、現に受けている支給認定に係る第54条第2項の規定により定められた指定自立支援医療機関その他の主務省令で定める事項について変更の必要があるときは、主務省令で定めるところにより、市町村等に対し、支給認定の変更の申請をすることができる。</p> <p>2 市町村等は、前項の申請又は職権により、支給認定障害者等につき、同項の主務省令で定める事項について変更の必要があると認めるときは、主務省令で定めるところにより、支給認定の変更の認定を行うことができる。この場合において、市町村等は、当該支給認定障害者等に対し医療受給者証の提出を求めるものとする。</p>						
<b>標準処理期間</b>	15日					
<b>備考</b>						
<b>設 定 年 月 日</b>	令和4年4月1日	<b>最終変更年月日</b>	令和6年4月1日			

ID: 519

担当部署: 健康福祉部 生活福祉課

処分の概要	補装具費の支給		
法令名 根拠条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第76条第1項		
法令番号	平成17年法律第123号		
<b>【基準】</b> 法第76条第1項の規定による。 第76条 市町村は、障害者又は障害児の保護者から申請があった場合において、当該申請に係る障害者等の障害の状態からみて、当該障害者等が補装具の購入、借受け又は修理(以下この条及び次条において「購入等」という。)を必要とする者であると認めるとき(補装具の借受けにあっては、補装具の借受けによることが適當である場合として主務省令で定める場合に限る。)は、当該障害者又は障害児の保護者(以下この条において「補装具費支給対象障害者等」という。)に対し、当該補装具の購入等に要した費用について、補装具費を支給する。ただし、当該申請に係る障害者等又はその属する世帯の他の世帯員のうち政令で定める者の所得が政令で定める基準以上であるときは、この限りでない。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	令和6年4月1日

ID: 1080

担当部署: 健康福祉部 生活福祉課

処分の概要	医療受給者証の再交付		
法 令 名 根 拠 条 項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令 第33条 第1項		
法 令 番 号	平成18年政令第10号		
<b>【基準】</b> 政令第33条第1項の規定による。 (医療受給者証の再交付) 第33条 市町村等は、医療受給者証を破り、汚し、又は失った支給認定障害者等から、支給認定の有効期間内において、医療受給者証の再交付の申請があったときは、内閣府令・厚生労働省令で定めるところにより、医療受給者証を交付しなければならない。			
標準処理期間	30日		
備考			
設 定 年 月 日	令和 4 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 6 年 3 月 25 日

ID: 1081

担当部署: 健康福祉部 生活福祉課

処分の概要	受給者証の再交付		
法令名 根拠条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令 第16条		
法令番号	平成18年政令第10号		
<b>【基準】</b> 政令第16条の規定による。 (受給者証の再交付) 第16条 市町村は、受給者証(法第22条第8項に規定する受給者証をいう。以下この条において同じ。)を破り、汚し、又は失った支給決定障害者等から、支給決定の有効期間内において、受給者証の再交付の申請があったときは、内閣府令・厚生労働省令で定めるところにより、受給者証を交付しなければならない。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	令和6年4月1日

ID: 1098

担当部署: 健康福祉部 生活福祉課

<b>処分の概要</b>	特例介護給付費又は特例訓練等給付費の支給
<b>法 令 名 根 拠 条 項</b>	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第30条第1項
<b>法 令 番 号</b>	平成17年法律第123号
<b>【基準】</b>	
<p>法第30条第1項の規定による。</p> <p>(特例介護給付費又は特例訓練等給付費)</p> <p>第30条 市町村は、次に掲げる場合において、必要があると認めるときは、主務省令で定めるところにより、当該指定障害福祉サービス等又は第2号に規定する基準該当障害福祉サービス(支給量の範囲内のものに限る。)に要した費用(特定費用を除く。)について、特例介護給付費又は特例訓練等給付費を支給することができる。</p> <p>(1) 支給決定障害者等が、第20条第1項の申請をした日から当該支給決定の効力が生じた日の前日までの間に、緊急その他やむを得ない理由により指定障害福祉サービス等を受けたとき。</p> <p>(2) 支給決定障害者等が、指定障害福祉サービス等以外の障害福祉サービス(次に掲げる事業所又は施設により行われるものに限る。以下「基準該当障害福祉サービス」という。)を受けたとき。</p> <p>イ 第43条第1項の都道府県の条例で定める基準又は同条第2項の都道府県の条例で定める指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準に定める事項のうち都道府県の条例で定めるものを満たすと認められる事業を行う事業所(以下「基準該当事業所」という。)</p> <p>ロ 第44条第1項の都道府県の条例で定める基準又は同条第2項の都道府県の条例で定める指定障害者支援施設等の設備及び運営に関する基準に定める事項のうち都道府県の条例で定めるものを満たすと認められる施設(以下「基準該当施設」という。)</p> <p>(3) その他政令で定めるとき。</p> <p>2 都道府県が前項第2号イ及びロの条例を定めるに当たっては、第1号から第3号までに掲げる事項については主務省令で定める基準に従い定めるものとし、第4号に掲げる事項については主務省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については主務省令で定める基準を参酌するものとする。</p> <p>(1) 基準該当障害福祉サービスに従事する従業者及びその員数</p> <p>(2) 基準該当障害福祉サービスの事業に係る居室及び病室の床面積</p> <p>(3) 基準該当障害福祉サービスの事業の運営に関する事項であって、障害者又は障害児の保護者のサービスの適切な利用の確保、障害者等の安全の確保及び秘密の保持等に密接に関連するものとして主務省令で定めるもの</p> <p>(4) 基準該当障害福祉サービスの事業に係る利用定員</p> <p>3 特例介護給付費又は特例訓練等給付費の額は、1月につき、同一の月に受けた次の各号に掲げる障害福祉サービスの区分に応じ、当該各号に定める額を合計した額から、それぞれ当該支給決定障害者等の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額(当該政令で定める額が当該合計した額の100分の10に相当する額を超えるときは、当該相当する額)を控除して得た額を基準として、市町村が定める。</p> <p>(1) 指定障害福祉サービス等 前条第3項第1号の主務大臣が定める基準により算定した</p>	

費用の額(その額が現に当該指定障害福祉サービス等に要した費用(特定費用を除く。)の額を超えるときは、当該現に指定障害福祉サービス等に要した費用の額)

(2) 基準該当障害福祉サービス 障害福祉サービスの種類ごとに基準該当障害福祉サービスに通常要する費用(特定費用を除く。)につき主務大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該基準該当障害福祉サービスに要した費用(特定費用を除く。)の額を超えるときは、当該現に基準該当障害福祉サービスに要した費用の額)

4 前3項に定めるものほか、特例介護給付費及び特例訓練等給付費の支給に関し必要な事項は、主務省令で定める。

<b>標準処理期間</b>	15日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和4年4月1日	<b>最終変更年月日</b>	令和6年4月1日

ID: 1111

担当部署: 健康福祉部 生活福祉課

処分の概要	介護給付費又は訓練等給付費の支給		
法令名 根拠条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第29条第1項		
法令番号	平成17年法律第123号		
<b>【基準】</b> 法第29条第1項の規定による。 (介護給付費又は訓練等給付費) 第29条 市町村は、支給決定障害者等が、支給決定の有効期間内において、都道府県知事が指定する障害福祉サービス事業を行う者(以下「指定障害福祉サービス事業者」という。)若しくは障害者支援施設(以下「指定障害者支援施設」という。)から当該指定に係る障害福祉サービス(以下「指定障害福祉サービス」という。)を受けたとき、又はのぞみの園から施設障害福祉サービスを受けたときは、主務省令で定めるところにより、当該支給決定障害者等に対し、当該指定障害福祉サービス又は施設障害福祉サービス(支給量の範囲内のものに限る。以下「指定障害福祉サービス等」という。)に要した費用(食事の提供に要する費用、居住若しくは滞在に要する費用その他の日常生活に要する費用又は創作的活動若しくは生産活動に要する費用のうち主務省令で定める費用(以下「特定費用」という。)を除く。)について、介護給付費又は訓練等給付費を支給する。			
標準処理期間	40日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	令和6年4月1日

ID: 1112

担当部署: 健康福祉部 生活福祉課

処分の概要	特定障害者特別給付費の支給		
法令名 根拠条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第34条第1項		
法令番号	平成17年法律第123号		
<b>【基準】</b> 法第34条第1項の規定による。 (特定障害者特別給付費の支給) 第34条 市町村は、施設入所支援、共同生活援助その他の政令で定める障害福祉サービス(以下この項において「特定入所等サービス」という。)に係る支給決定を受けた障害者のうち所得の状況その他の事情をしん酌して主務省令で定めるもの(以下この項及び次条第1項において「特定障害者」という。)が、支給決定の有効期間内において、指定障害者支援施設若しくはのぞみの園(以下「指定障害者支援施設等」という。)に入所し、又は共同生活援助を行う住居に入居して、当該指定障害者支援施設等又は指定障害福祉サービス事業者から特定入所等サービスを受けたときは、当該特定障害者に対し、当該指定障害者支援施設等又は共同生活援助を行う住居における食事の提供に要した費用又は居住に要した費用(同項において「特定入所等費用」という。)について、政令で定めるところにより、特定障害者特別給付費を支給する。			
標準処理期間	40日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	令和6年4月1日

ID: 1113

担当部署: 健康福祉部 生活福祉課

処分の概要	特例特定障害者特別給付費の支給					
法令名 根拠条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第35条第1項					
法令番号	平成17年法律第123号					
<b>【基準】</b>						
法第35条第1項の規定による。 (特例特定障害者特別給付費の支給) <p>第35条 市町村は、次に掲げる場合において、必要があると認めるときは、特定障害者に対し、当該指定障害者支援施設等若しくは基準該当施設又は共同生活援助を行う住居における特定入所等費用について、政令で定めるところにより、特例特定障害者特別給付費を支給することができる。</p> <p>(1) 特定障害者が、第20条第1項の申請をした日から当該支給決定の効力が生じた日の前日までの間に、緊急その他やむを得ない理由により指定障害福祉サービス等を受けたとき。</p> <p>(2) 特定障害者が、基準該当障害福祉サービスを受けたとき。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、特例特定障害者特別給付費の支給に関し必要な事項は、主務省令で定める。</p>						
標準処理期間	40日					
備考						
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	令和6年4月1日			

ID: 1114

担当部署: 健康福祉部 生活福祉課

処分の概要	自立支援医療費の支給		
法令名 根拠条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第58条第1項		
法令番号	平成17年法律第123号		
<b>【基準】</b> 法第58条第1項の規定による。 (自立支援医療費の支給) 第58条 市町村等は、支給認定に係る障害者等が、支給認定の有効期間内において、第54条第2項の規定により定められた指定自立支援医療機関から当該指定に係る自立支援医療(以下「指定自立支援医療」という。)を受けたときは、主務省令で定めるところにより、当該支給認定障害者等に対し、当該指定自立支援医療に要した費用について、自立支援医療費を支給する。			
標準処理期間	40日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	令和6年4月1日

ID: 1115

担当部署: 健康福祉部 生活福祉課

処分の概要	療養介護医療費の支給		
法令名 根拠条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第70条第1項		
法令番号	平成17年法律第123号		
<b>【基準】</b> 法第70条第1項の規定による。 (療養介護医療費の支給) 第70条 市町村は、介護給付費(療養介護に係るものに限る。)に係る支給決定を受けた障害者が、支給決定の有効期間内において、指定障害福祉サービス事業者等から当該指定に係る療養介護医療を受けたときは、主務省令で定めるところにより、当該支給決定に係る障害者に対し、当該療養介護医療に要した費用について、療養介護医療費を支給する。			
標準処理期間	40日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	令和6年4月1日

ID: 1116

担当部署: 健康福祉部 生活福祉課

処分の概要	基準該当療養介護医療費の支給		
法令名 根拠条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第71条第1項		
法令番号	平成17年法律第123号		
<b>【基準】</b> 法第71条第1項の規定による。 (基準該当療養介護医療費の支給) 第71条 市町村は、特例介護給付費(療養介護に係るものに限る。)に係る支給決定を受けた障害者が、基準該当事業所又は基準該当施設から当該療養介護医療(以下「基準該当療養介護医療」という。)を受けたときは、主務省令で定めるところにより、当該支給決定に係る障害者に対し、当該基準該当療養介護医療に要した費用について、基準該当療養介護医療費を支給する。			
標準処理期間	40日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	令和6年4月1日

ID: 1293

担当部署: 健康福祉部 生活福祉課

処分の概要	特別障害者手当の受給資格の再認定					
法令名 根拠条項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律 第26条の5					
法令番号	昭和39年法律第134号					
<b>【基準】</b> 法第26条の5において準用する法第5条第2項の規定による。 (認定) 第5条 2 前項の認定を受けた者が、手当の支給要件に該当しなくなつた後再びその要件に該当するに至つた場合において、その該当するに至つた後の期間に係る手当の支給を受けようとするときも、同項と同様とする。						
障害児童福祉手当及び特別障害者手当の障害程度認定基準について(昭和60年12月28日社更第162号)参照						
標準処理期間	20日					
備考						
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 1530

担当部署: 健康福祉部 生活福祉課

<b>処分の概要</b>	介護給付費等の負担額の特例認定		
<b>法 令 名 根 拠 条 項</b>	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第31条		
<b>法 令 番 号</b>	平成17年法律第123号		
<b>【基準】</b>			
<p>法第31条の規定による。</p> <p>(介護給付費等の額の特例)</p> <p>第31条 市町村が、災害その他の主務省令で定める特別の事情があることにより、障害福祉サービスに要する費用を負担することが困難であると認めた支給決定障害者等が受けける介護給付費又は訓練等給付費の支給について第29条第3項の規定を適用する場合においては、同項第2号中「額」とあるのは、「額)の範囲内において市町村が定める額」とする。</p> <p>2 前項に規定する支給決定障害者等が受けける特例介護給付費又は特例訓練等給付費の支給について前条第3項の規定を適用する場合においては、同項中「を控除して得た額を基準として、市町村が定める」とあるのは、「の範囲内において市町村が定める額を控除して得た額とする」とする。</p>			
<b>標準処理期間</b>	30日		
<b>備考</b>			
<b>設 定 年 月 日</b>	令和4年4月1日	<b>最 終 変 更 年 月 日</b>	令和6年4月1日

ID: 1602

担当部署: 健康福祉部 生活福祉課

<b>処分の概要</b>	地域相談支援給付費等の相談支援給付決定
<b>法 令 名 根 拠 条 項</b>	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第51条の5第1項
<b>法 令 番 号</b>	平成17年法律第123号
<b>【基準】</b>	
<p>法第51条の5及び第51条の7の規定による。</p> <p>(地域相談支援給付費等の相談支援給付決定)</p> <p>第51条の5 地域相談支援給付費又は特例地域相談支援給付費(以下「地域相談支援給付費等」という。)の支給を受けようとする障害者は、市町村の地域相談支援給付費等を支給する旨の決定(以下「地域相談支援給付決定」という。)を受けなければならない。</p> <p>2 第19条(第1項を除く。)の規定は、地域相談支援給付決定について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。</p> <p>(給付要否決定等)</p> <p>第51条の7 市町村は、前条第1項の申請があったときは、当該申請に係る障害者の心身の状態、当該障害者の地域相談支援の利用に関する意向その他の主務省令で定める事項を勘案して地域相談支援給付費等の支給の要否の決定(以下この条及び第51条の12において「給付要否決定」という。)を行うものとする。</p> <p>2 市町村は、給付要否決定を行うに当たって必要があると認めるときは、主務省令で定めるところにより、市町村審査会、身体障害者更生相談所等その他主務省令で定める機関の意見を聴くことができる。</p> <p>3 市町村審査会、身体障害者更生相談所等又は前項の主務省令で定める機関は、同項の意見を述べるに当たって必要があると認めるときは、当該給付要否決定に係る障害者、その家族、医師その他の関係者の意見を聴くことができる。</p> <p>4 市町村は、給付要否決定を行うに当たって必要と認められる場合として主務省令で定める場合には、主務省令で定めるところにより、前条第1項の申請に係る障害者に対し、第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者が作成するサービス等利用計画案の提出を求めるものとする。</p> <p>5 前項の規定によりサービス等利用計画案の提出を求められた障害者は、主務省令で定める場合には、同項のサービス等利用計画案に代えて主務省令で定めるサービス等利用計画案を提出することができる。</p> <p>6 市町村は、前2項のサービス等利用計画案の提出があった場合には、第1項の主務省令で定める事項及び当該サービス等利用計画案を勘案して給付要否決定を行うものとする。</p> <p>7 市町村は、地域相談支援給付決定を行う場合には、地域相談支援の種類ごとに月を単位として主務省令で定める期間において地域相談支援給付費等を支給する地域相談支援の量(以下「地域相談支援給付量」という。)を定めなければならない。</p> <p>8 市町村は、地域相談支援給付決定を行ったときは、当該地域相談支援給付決定障害者に対し、主務省令で定めるところにより、地域相談支援給付量その他の主務省令で定める事項を記載した地域相談支援受給者証(以下「地域相談支援受給者証」という。)を交付しなければならない。</p>	
<b>標準処理期間</b>	30日

## 十和田市 法適用申請に対する処分個票

備考

設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	令和6年4月1日
-------	----------	---------	----------

ID: 1603

担当部署: 健康福祉部 生活福祉課

<b>処分の概要</b>	地域相談支援給付決定の変更					
<b>法 令 名</b>	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第51条の9第1項					
<b>根 拠 条 項</b>						
<b>法 令 番 号</b>	平成17年法律第123号					
<b>【基準】</b>						
法第51条の9の規定による。 (地域相談支援給付決定の変更)						
第51条の9 地域相談支援給付決定障害者は、現に受けている地域相談支援給付決定に係る地域相談支援の種類、地域相談支援給付量その他の主務省令で定める事項を変更する必要があるときは、主務省令で定めるところにより、市町村に対し、当該地域相談支援給付決定の変更の申請をすることができる。						
2 市町村は、前項の申請又は職権により、第51条の7第1項の主務省令で定める事項を勘案し、地域相談支援給付決定障害者につき、必要があると認めるときは、地域相談支援給付決定の変更の決定を行うことができる。この場合において、市町村は、当該決定に係る地域相談支援給付決定障害者に対し地域相談支接受給者証の提出を求めるものとする。						
3 第19条(第1項を除く。)、第20条(第1項を除く。)及び第51条の7(第1項を除く。)の規定は、前項の地域相談支援給付決定の変更の決定について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。						
4 市町村は、第2項の地域相談支援給付決定の変更の決定を行った場合には、地域相談支接受給者証に当該決定に係る事項を記載し、これを返還するものとする。						
<b>標準処理期間</b>	30日					
<b>備考</b>						
<b>設 定 年 月 日</b>	令和4年4月1日	<b>最 終 変 更 年 月 日</b>	令和6年4月1日			

ID: 1605

担当部署: 健康福祉部 生活福祉課

処分の概要	地域相談支援給付費の支給		
法 令 名 根 拠 条 項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第51条の14第1項		
法 令 番 号	平成17年法律第123号		
<b>【基準】</b> 法第51条の14第1項の規定による。 (地域相談支援給付費) 第51条の14 市町村は、地域相談支援給付決定障害者が、地域相談支援給付決定の有効期間内において、都道府県知事が指定する一般相談支援事業を行う者(以下「指定一般相談支援事業者」という。)から当該指定に係る地域相談支援(以下「指定地域相談支援」という。)を受けたときは、主務省令で定めるところにより、当該地域相談支援給付決定障害者に対し、当該指定地域相談支援(地域相談支援給付量の範囲内のものに限る。以下この条及び次条において同じ。)に要した費用について、地域相談支援給付費を支給する。			
標準処理期間	30日		
備考			
設 定 年 月 日	令和 4 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 6 年 4 月 1 日

ID: 1606

担当部署: 健康福祉部 生活福祉課

処分の概要	特例地域相談支援給付費の支給		
法 令 名 根 拠 条 項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第51条の15第1項		
法 令 番 号	平成17年法律第123号		
<b>【基準】</b> 法第51条の15第1項の規定による。 (特例地域相談支援給付費) 第51条の15 市町村は、地域相談支援給付決定障害者が、第51条の6第1項の申請をした日から当該地域相談支援給付決定の効力が生じた日の前日までの間に、緊急その他やむを得ない理由により指定地域相談支援を受けた場合において、必要があると認めるときは、主務省令で定めるところにより、当該指定地域相談支援に要した費用について、特例地域相談支援給付費を支給することができる。			
標準処理期間	30日		
備考			
設 定 年 月 日	令和 4 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 6 年 4 月 1 日

ID: 1607

担当部署: 健康福祉部 生活福祉課

<b>処分の概要</b>	計画相談支援給付費の支給
<b>法 令 名 根 拠 条 項</b>	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第51条の17第1項
<b>法 令 番 号</b>	平成17年法律第123号

**【基準】**

法第51条の17第1項の規定による。

(計画相談支援給付費)

第51条の17 市町村は、次の各号に掲げる者(以下「計画相談支援対象障害者等」という。)に対し、当該各号に定める場合の区分に応じ、当該各号に規定する計画相談支援に要した費用について、計画相談支援給付費を支給する。

- (1) 第22条第4項(第24条第3項において準用する場合を含む。)の規定により、サービス等利用計画案の提出を求められた第20条第1項若しくは第24条第1項の申請に係る障害者若しくは障害児の保護者又は第51条の7第4項(第51条の9第3項において準用する場合を含む。)の規定により、サービス等利用計画案の提出を求められた第51条の6第1項若しくは第51条の9第1項の申請に係る障害者 市町村長が指定する特定相談支援事業を行う者(以下「指定特定相談支援事業者」という。)から当該指定に係るサービス利用支援(次項において「指定サービス利用支援」という。)を受けた場合であって、当該申請に係る支給決定等を受けたとき。
- (2) 支給決定障害者等又は地域相談支援給付決定障害者 指定特定相談支援事業者から当該指定に係る継続サービス利用支援(次項において「指定継続サービス利用支援」という。)を受けたとき。

<b>標準処理期間</b>	30日		
<b>備考</b>			
<b>設 定 年 月 日</b>	令和4年4月1日	<b>最 終 変 更 年 月 日</b>	年 月 日

ID: 1608

担当部署: 健康福祉部 生活福祉課

処分の概要	特例計画相談支援給付費の支給		
法 令 名 根 拠 条 項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第51条の18第1項		
法 令 番 号	平成17年法律第123号		
<b>【基準】</b> 法第51条の18第1項の規定による。 (特例計画相談支援給付費) 第51条の18 市町村は、計画相談支援対象障害者等が、指定計画相談支援以外の計画相談支援(第51条の24第1項の主務省令で定める基準及び同条第2項の主務省令で定める指定計画相談支援の事業の運営に関する基準に定める事項のうち主務省令で定めるものを満たすと認められる事業を行う事業所により行われるものに限る。以下この条において「基準該当計画相談支援」という。)を受けた場合において、必要があると認めるときは、主務省令で定めるところにより、基準該当計画相談支援に要した費用について、特例計画相談支援給付費を支給することができる。			
標準処理期間	30日		
備考			
設 定 年 月 日	令和 4 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 6 年 4 月 1 日

ID: 1609

担当部署: 健康福祉部 生活福祉課

<b>処分の概要</b>	指定特定相談支援事業者の指定					
<b>法 令 名</b> <b>根 拠 条 項</b>	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第51条の20第1項					
<b>法 令 番 号</b>	平成17年法律第123号					
<b>【基準】</b>						
<p>法第51条の20第1項の規定による。            (指定特定相談支援事業者の指定)</p> <p>第51条の20 第51条の17第1項第1号の指定特定相談支援事業者の指定は、主務省令で定めるところにより、総合的に相談支援を行う者として主務省令で定める基準に該当する者の申請により、特定相談支援事業を行う事業所(以下この款において「特定相談支援事業所」という。)ごとに行う。</p> <p>2 第36条第3項(第4号、第10号及び第13号を除く。)の規定は、第51条の17第1項第1号の指定特定相談支援事業者の指定について準用する。この場合において、第36条第3項第1号中「都道府県の条例で定める者」とあるのは、「法人」と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。</p>						
<b>標準処理期間</b>	30日					
<b>備考</b>						
<b>設 定 年 月 日</b>	令和4年4月1日	<b>最 終 変 更 年 月 日</b>	令和6年4月1日			

ID: 1610

担当部署: 健康福祉部 生活福祉課

処分の概要	指定特定相談支援事業者の指定の更新		
法 令 名 根 拠 条 項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第51条の21第1項		
法 令 番 号	平成17年法律第123号		
<b>【基準】</b> 法第51条の21第1項の規定による。 (指定の更新) 第51条の21 第51条の14第1項の指定一般相談支援事業者及び第51条の17第1項第1号の指定 特定相談支援事業者の指定は、6年ごとにそれらの更新を受けなければ、その期間の経過に よって、それらの効力を失う。 2 第41条第2項及び第3項並びに前2条の規定は、前項の指定の更新について準用する。この場 合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。			
標準処理期間	15日		
備考			
設 定 年 月 日	令和 4 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1614

担当部署: 健康福祉部 生活福祉課

<b>処分の概要</b>	高額障害福祉サービス等給付費の支給
<b>法 令 名 根 拠 条 項</b>	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第76条の2第1項
<b>法 令 番 号</b>	平成17年法律第123号

**【基準】**

法第76条の2第1項の規定による。

第76条の2 市町村は、次に掲げる者が受けた障害福祉サービス及び介護保険法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービスのうち政令で定めるもの並びに補装具の購入等に要した費用の合計額(それぞれ主務大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に要した費用の額を超えるときは、当該現に要した額)の合計額を限度とする。)から当該費用につき支給された介護給付費等及び同法第20条に規定する介護給付等のうち政令で定めるもの並びに補装具費の合計額を控除して得た額が、著しく高額であるときは、当該者に対し、高額障害福祉サービス等給付費を支給する。

- (1) 支給決定障害者等
  - (2) 65歳に達する前に長期間にわたり障害福祉サービス(介護保険法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービスに相当するものとして政令で定めるものに限る。)に係る支給決定を受けていた障害者であって、同項に規定する介護給付等対象サービス(障害福祉サービスに相当するものとして政令で定めるものに限る。)を受けているもの(支給決定を受けていない者に限る。)のうち、当該障害者の所得の状況及び障害の程度その他の事情を勘案して政令で定めるもの
- 2 前項に定めるもののほか、高額障害福祉サービス等給付費の支給要件、支給額その他高額障害福祉サービス等給付費の支給に関し必要な事項は、障害福祉サービス及び補装具の購入等に要する費用の負担の家計に与える影響を考慮して、政令で定める。

<b>標準処理期間</b>	30日		
<b>備考</b>			
<b>設 定 年 月 日</b>	令和4年4月1日	<b>最 終 変 更 年 月 日</b>	令和6年4月1日

ID: 1615

担当部署: 健康福祉部 生活福祉課

処分の概要	地域相談支授受給者証の再交付		
法 令 名 根 拠 条 項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令 第26条の8		
法 令 番 号	平成18年政令第10号		
<b>【基準】</b> 政令第26条の8の規定による。 (地域相談支授受給者証の再交付) 第26条の8 市町村は、地域相談支授受給者証(法第51条の7第8項に規定する地域相談支授受給者証をいう。以下この条において同じ。)を破り、汚し、又は失った地域相談支授給付決定障害者から、地域相談支授給付決定の有効期間内において、地域相談支授受給者証の再交付の申請があったときは、厚生労働省令で定めるところにより、地域相談支授受給者証を交付しなければならない。			
標準処理期間	15日		
備考			
設 定 年 月 日	令和 4 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1617

担当部署: 健康福祉部 生活福祉課

<b>処分の概要</b>	障害児通所給付費の支給
<b>法 令 名 根 拠 条 項</b>	児童福祉法 第21条の5の3第1項
<b>法 令 番 号</b>	昭和22年法律第164号
<b>【基準】</b>	
<p>法第21条の5の3及び第21条の5の7の規定による。</p> <p>第21条の5の3 市町村は、通所給付決定保護者が、第21条の5の7第8項に規定する通所給付決定の有効期間内において、都道府県知事が指定する障害児通所支援事業を行う者(以下「指定障害児通所支援事業者」という。)又は指定発達支援医療機関(以下「指定障害児通所支援事業者等」と総称する。)から障害児通所支援(以下「指定通所支援」という。)を受けたときは、当該通所給付決定保護者に対し、当該指定通所支援(同条第7項に規定する支給量の範囲内のものに限る。以下この条及び次条において同じ。)に要した費用(食事の提供に要する費用その他の日常生活に要する費用のうち内閣府令で定める費用(以下「通所特定費用」という。)を除く。)について、障害児通所給付費を支給する。</p> <p>2 障害児通所給付費の額は、1月につき、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。</p> <p>(1) 同一の月に受けた指定通所支援について、障害児通所支援の種類ごとに指定通所支援に通常要する費用(通所特定費用を除く。)につき、内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定通所支援に要した費用(通所特定費用を除く。)の額を超えるときは、当該現に指定通所支援に要した費用の額)を合計した額</p> <p>(2) 当該通所給付決定保護者の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額(当該政令で定める額が前号に掲げる額の100分の10に相当する額を超えるときは、当該相当する額)</p>	
<p>第21条の5の7 市町村は、前条第1項の申請が行われたときは、当該申請に係る障害児の心身の状態、当該障害児の介護を行う者の状況、当該障害児及びその保護者の障害児通所支援の利用に関する意向その他の内閣府令で定める事項を勘案して障害児通所給付費等の支給の要否の決定(以下この条において「通所支給要否決定」という。)を行うものとする。</p> <p>2 市町村は、通所支給要否決定を行うに当たつて必要があると認めるときは、児童相談所その他内閣府令で定める機関(次項、第21条の5の10及び第21条の5の13第3項において「児童相談所等」という。)の意見を聞くことができる。</p> <p>3 児童相談所等は、前項の意見を述べるに当たつて必要があると認めるときは、当該通所支給要否決定に係る障害児、その保護者及び家族、医師その他の関係者の意見を聞くことができる。</p> <p>4 市町村は、通所支給要否決定を行うに当たつて必要と認められる場合として内閣府令で定める場合には、内閣府令で定めるところにより、前条第1項の申請に係る障害児の保護者に対し、第24条の26第1項第1号に規定する指定障害児相談支援事業者が作成する障害児支援利用計画案の提出を求めるものとする。</p> <p>5 前項の規定により障害児支援利用計画案の提出を求められた障害児の保護者は、内閣府令で定める場合には、同項の障害児支援利用計画案に代えて内閣府令で定める障害児支援利用計画案を提出することができる。</p>	

- 6 市町村は、前2項の障害児支援利用計画案の提出があつた場合には、第1項の内閣府令で定める事項及び当該障害児支援利用計画案を勘案して通所支給要否決定を行うものとする。
- 7 市町村は、通所給付決定を行う場合には、障害児通所支援の種類ごとに月を単位として内閣府令で定める期間において障害児通所給付費等を支給する障害児通所支援の量(以下「支給量」という。)を定めなければならない。
- 8 通所給付決定は、内閣府令で定める期間(以下「通所給付決定の有効期間」という。)内に限り、その効力を有する。
- 9 市町村は、通所給付決定をしたときは、当該通所給付決定保護者に対し、内閣府令で定めるところにより、支給量、通所給付決定の有効期間その他の内閣府令で定める事項を記載した通所受給者証(以下「通所受給者証」という。)を交付しなければならない。
- 10 指定通所支援を受けようとする通所給付決定保護者は、内閣府令で定めるところにより、指定障害児通所支援事業者等に通所受給者証を提示して当該指定通所支援を受けるものとする。ただし、緊急の場合その他やむを得ない事由のある場合については、この限りでない。
- 11 通所給付決定保護者が指定障害児通所支援事業者等から指定通所支援を受けたとき(当該通所給付決定保護者が当該指定障害児通所支援事業者等に通所受給者証を提示したときに限る。)は、市町村は、当該通所給付決定保護者が当該指定障害児通所支援事業者等に支払うべき当該指定通所支援に要した費用(通所特定費用を除く。)について、障害児通所給付費として当該通所給付決定保護者に支給すべき額の限度において、当該通所給付決定保護者に代わり、当該指定障害児通所支援事業者等に支払うことができる。
- 12 前項の規定による支払があつたときは、当該通所給付決定保護者に対し障害児通所給付費の支給があつたものとみなす。
- 13 市町村は、指定障害児通所支援事業者等から障害児通所給付費の請求があつたときは、第21条の5の3第2項第1号の内閣総理大臣が定める基準及び第21条の5の19第2項の指定通所支援の事業の設備及び運営に関する基準(指定通所支援の取扱いに関する部分に限る。)に照らして審査の上、支払うものとする。
- 14 市町村は、前項の規定による審査及び支払に関する事務を連合会に委託することができる。

<b>標準処理期間</b>	30日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和4年4月1日	<b>最終変更年月日</b>	令和6年4月1日

ID: 1618

担当部署: 健康福祉部 生活福祉課

<b>処分の概要</b>	特例障害児通所給付費の支給
<b>法 令 名 根 拠 条 項</b>	児童福祉法 第21条の5の4第1項
<b>法 令 番 号</b>	昭和22年法律第164号

**【基準】**

法第21条の5の4及び第21条の5の7の規定による。

第21条の5の4 市町村は、次に掲げる場合において、必要があると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、当該指定通所支援又は第2号に規定する基準該当通所支援(第21条の5の7第7項に規定する支給量の範囲内のものに限る。)に要した費用(通所特定費用を除く。)について、特例障害児通所給付費を支給することができる。

- (1) 通所給付決定保護者が、第21条の5の6第1項の申請をした日から当該通所給付決定の効力が生じた日の前日までの間に、緊急その他やむを得ない理由により指定通所支援を受けたとき。
  - (2) 通所給付決定保護者が、指定通所支援以外の障害児通所支援(第21条の5の19第1項の都道府県の条例で定める基準又は同条第2項の都道府県の条例で定める指定通所支援の事業の設備及び運営に関する基準に定める事項のうち都道府県の条例で定めるものを満たすと認められる事業を行う事業所により行われるものに限る。以下「基準該当通所支援」という。)を受けたとき。
  - (3) その他政令で定めるとき。
- 2 都道府県が前項第2号の条例を定めるに当たつては、第1号から第3号までに掲げる事項については内閣府令で定める基準に従い定めるものとし、第4号に掲げる事項については内閣府令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については内閣府令で定める基準を参酌するものとする。
- (1) 基準該当通所支援に従事する従業者及びその員数
  - (2) 基準該当通所支援の事業に係る居室の床面積その他基準該当通所支援の事業の設備に関する事項であつて障害児の健全な発達に密接に関連するものとして内閣府令で定めるもの
  - (3) 基準該当通所支援の事業の運営に関する事項であつて、障害児の保護者のサービスの適切な利用の確保、障害児の安全の確保及び秘密の保持に密接に関連するものとして内閣府令で定めるもの
  - (4) 基準該当通所支援の事業に係る利用定員
- 3 特例障害児通所給付費の額は、1月につき、同一の月に受けた次の各号に掲げる障害児通所支援の区分に応じ、当該各号に定める額を合計した額から、それぞれ当該通所給付決定保護者の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額(当該政令で定める額が当該合計した額の100分の10に相当する額を超えるときは、当該相当する額)を控除して得た額を基準として、市町村が定める。
- (1) 指定通所支援 前条第2項第1号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定通所支援に要した費用(通所特定費用を除く。)の額を超えるときは、当該現に指定通所支援に要した費用の額)
  - (2) 基準該当通所支援 障害児通所支援の種類ごとに基準該当通所支援に通常要する費用(通所特定費用を除く。)につき内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(そ

の額が現に当該基準該当通所支援に要した費用(通所特定費用を除く。)の額を超えるときは、当該現に基準該当通所支援に要した費用の額)

第21条の5の7 市町村は、前条第1項の申請が行われたときは、当該申請に係る障害児の心身の状態、当該障害児の介護を行う者の状況、当該障害児及びその保護者の障害児通所支援の利用に関する意向その他の内閣府令で定める事項を勘案して障害児通所給付費等の支給の要否の決定(以下この条において「通所支給要否決定」という。)を行うものとする。

- 2 市町村は、通所支給要否決定を行うに当たつて必要があると認めるときは、児童相談所その他内閣府令で定める機関(次項、第21条の5の10及び第21条の5の13第3項において「児童相談所等」という。)の意見を聞くことができる。
- 3 児童相談所等は、前項の意見を述べるに当たつて必要があると認めるときは、当該通所支給要否決定に係る障害児、その保護者及び家族、医師その他の関係者の意見を聞くことができる。
- 4 市町村は、通所支給要否決定を行うに当たつて必要と認められる場合として内閣府令で定める場合には、内閣府令で定めるところにより、前条第1項の申請に係る障害児の保護者に対し、第24条の26第1項第1号に規定する指定障害児相談支援事業者が作成する障害児支援利用計画案の提出を求めるものとする。
- 5 前項の規定により障害児支援利用計画案の提出を求められた障害児の保護者は、内閣府令で定める場合には、同項の障害児支援利用計画案に代えて内閣府令で定める障害児支援利用計画案を提出することができる。
- 6 市町村は、前2項の障害児支援利用計画案の提出があつた場合には、第1項の内閣府令で定める事項及び当該障害児支援利用計画案を勘案して通所支給要否決定を行うものとする。
- 7 市町村は、通所給付決定を行う場合には、障害児通所支援の種類ごとに月を単位として内閣府令で定める期間において障害児通所給付費等を支給する障害児通所支援の量(以下「支給量」という。)を定めなければならない。
- 8 通所給付決定は、内閣府令で定める期間(以下「通所給付決定の有効期間」という。)内に限り、その効力を有する。
- 9 市町村は、通所給付決定をしたときは、当該通所給付決定保護者に対し、内閣府令で定めるところにより、支給量、通所給付決定の有効期間その他の内閣府令で定める事項を記載した通所受給者証(以下「通所受給者証」という。)を交付しなければならない。
- 10 指定通所支援を受けようとする通所給付決定保護者は、内閣府令で定めるところにより、指定障害児通所支援事業者等に通所受給者証を提示して当該指定通所支援を受けるものとする。ただし、緊急の場合その他やむを得ない事由のある場合については、この限りでない。
- 11 通所給付決定保護者が指定障害児通所支援事業者等から指定通所支援を受けたとき(当該通所給付決定保護者が当該指定障害児通所支援事業者等に通所受給者証を提示したときに限る。)は、市町村は、当該通所給付決定保護者が当該指定障害児通所支援事業者等に支払うべき当該指定通所支援に要した費用(通所特定費用を除く。)について、障害児通所給付費として当該通所給付決定保護者に支給すべき額の限度において、当該通所給付決定保護者に代わり、当該指定障害児通所支援事業者等に支払うことができる。
- 12 前項の規定による支払があつたときは、当該通所給付決定保護者に対し障害児通所給付費の支給があつたものとみなす。
- 13 市町村は、指定障害児通所支援事業者等から障害児通所給付費の請求があつたときは、第21条の5の3第2項第1号の内閣総理大臣が定める基準及び第21条の5の19第2項の指定通所支援の事業の設備及び運営に関する基準(指定通所支援の取扱いに関する部分に限る。)に照らして審査の上、支払うものとする。
- 14 市町村は、前項の規定による審査及び支払に関する事務を連合会に委託することができる。

<b>標準処理期間</b>	30日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和4年4月1日	<b>最終変更年月日</b>	令和6年4月1日

ID: 1619

担当部署: 健康福祉部 生活福祉課

<b>処分の概要</b>	通所給付決定の変更承認					
<b>法 令 名 根 拠 条 項</b>	児童福祉法 第21条の5の8第1項					
<b>法 令 番 号</b>	昭和22年法律第164号					
<b>【基準】</b>						
<p>法第21条の5の8の規定による。</p> <p>第21条の5の8 通所給付決定保護者は、現に受けている通所給付決定に係る障害児通所支援の支給量その他の内閣府令で定める事項を変更する必要があるときは、内閣府令で定めるところにより、市町村に対し、当該通所給付決定の変更の申請をすることができる。</p> <p>2 市町村は、前項の申請又は職権により、前条第1項の内閣府令で定める事項を勘案し、通所給付決定保護者につき、必要があると認めるときは、通所給付決定の変更の決定を行うことができる。この場合において、市町村は、当該決定に係る通所給付決定保護者に対し通所受給者証の提出を求めるものとする。</p> <p>3 第21条の5の5第2項、第21条の5の6(第1項を除く。)及び前条(第1項を除く。)の規定は、前項の通所給付決定の変更の決定について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。</p> <p>4 市町村は、第2項の通所給付決定の変更の決定を行つた場合には、通所受給者証に当該決定に係る事項を記載し、これを返還するものとする。</p>						
<b>標準処理期間</b>	15日					
<b>備考</b>						
<b>設 定 年 月 日</b>	令和4年4月1日	<b>最 終 変 更 年 月 日</b>	令和6年4月1日			